平成22年10月15日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘）

1　内　容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2　指定管理者

⑴　団体の名称

社会福祉法人　同愛会

⑵　所在地

神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町金草沢1749番地

⑶　代表者

理事長　髙山　和彦

3　指定の期間

平成23年４月1日から平成28年３月31日まで　（５年間）

4　選定の経過

平成22年１月８日　　第１回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）

１月21日　　指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）

５月６日　　第２回指定管理者選定小委員会
（施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日　　指定管理者選定委員会
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）
6月15日　　企画・提案書作成要項配布、説明会
6月16日　　経営診断委託
6月30日　　企画・提案書受付
7月12日　　第3回指定管理者選定小委員会
（プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点）
8月25日　　指定管理者選定委員会
（応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5　選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会では、平成22年5月17日以降、有識者委員を加えて評価を行った。また、指定管理者選定小委員会では、平成22年5月6日以降、有識者委員を加えて評価を行った。

(1)　団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2)　運営実績

都内および神奈川県で多種多様な障害者施設を運営し、障害福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した支援を行う能力を有していること。障害者のライフステージに応じた様々なニーズにこたえるよう努めていること。

大泉福祉作業所および大泉つつじ荘の最終総合評価において「福祉作業所、生活寮、緊急一時保護という性格の異なる事業を行う併設施設の運営を、利用者および家族の要望を取り入れながら安定した運営を行っている。」などと良好な評価を得ていること。

(3) 効率的運営・効率化への取組

大泉福祉作業所・大泉つつじ荘の一体的な運営を効率的に行い、様々な支援サービスを総合的に提供できる「地域生活の拠点施設」となることを目指していること。

(4) 受託への熱意・意欲

大泉福祉作業所・大泉つつじ荘を核として、知的障害者の地域生活支援のサービスを総合的に展開する提案があること。

(5) 施設管理運営体制

大泉福祉作業所は、大泉つつじ荘との複合施設となっている。このことを踏まえ、危機管理においては24時間対応可能なマニュアルが整備されており、全職員が速やかに行動できる体制が整っていること。

(6) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情を解決するための規程が整備されていること。苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名を掲示し苦情受付体制を整えていること。

また、社会性や客観性を確保するために第三者委員を施設に設置し、利用者の立場を配慮した適切な対応を推進していること。

法人として、全体研修、新任研修、個別の研修計画の中で人権擁護と接遇に関して研修を行っていること。

(7) 職員の育成

法人が主催する職員階層ごとの研修の実施や、外部機関が開催する専門職研修への積極的な参加を促進するなど、職員の質の向上に努めていること。

(8) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

現行の区内業者と引き続き契約をしていく方針であること。さらに、区内業者を優先していく考えを持っていること。

職員の採用に当たり、今後とも、区民を積極的に雇用する意思があること。

⑼　福祉作業所および生活寮における事業等の提案

大泉福祉作業所・大泉つつじ荘を一体的に運営することで、大泉福祉作業所の職員が大泉つつじ荘の業務を行う中で、職員の視野が拡がり、大泉福祉作業所の利用者に対して幅広い見方で対応でき、サービス向上につながるとの提案があること。支援のコンサルタントを導入し、充実した支援の提供を提案していること。

自主製品の開発や販路強化など自主生産事業に力を注ぎ、工賃の向上に努めると提案されていること。

生活寮の利用者についてグループホーム等との連携を図ることにより、退寮後の支援強化も含めた提案があること。

6　問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課就労支援係

電話　　０３－５９８４－１３８７（直通）

ＦＡＸ　　０３－５９８４－１２１５

別表

指定管理者選定の審査結果(練馬区立大泉福祉作業所および練馬区立大泉つつじ荘)

評価項目・評価基準	配点	得点
1　団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
2　団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3　団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4　運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5　効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6　受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7　施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6点
8　施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9　利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10　職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11　団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
12　区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13　福祉作業所および生活寮における事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 福祉作業所における一般企業への就労や工賃アップへの取組み、生活寮における地域移行への取組み等、専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 地域に開かれた運営の内容 (5) 法人の本部または法人が運営する施設による、大泉福祉作業所および大泉つつじ荘の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
合　　計	100点	76点

※　現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関するモニタリングの評価結果を含めて評価する。